

# 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～平成24年における状況について～

（概況報告と総括）

平成25年2月

原子力損害賠償紛争解決センター

# 目 次

<b>I 報告書要旨</b> .....	1
<b>II 報告書本文</b>	
第1 当センターの組織、申立ての動向、取扱いの状況及び電話による問い合わせの状況.....	4
1 当センターの組織.....	4
(1)事務所体制.....	4
(2)人員体制.....	4
2 申立ての動向.....	5
(1)申立件数.....	5
(2)住所地別申立件数.....	8
(3)業種別申立件数.....	11
(4)損害項目別申立件数.....	11
3 取扱いの状況.....	13
(1)取扱状況.....	13
(2)和解成立の損害項目別動向.....	14
4 電話による問い合わせの状況.....	16
第2 審理促進に向けた当センターの活動について.....	18
1 人員体制の拡充.....	18
2 審理簡素化のための工夫.....	19
3 総括基準・和解事例の公表.....	20
第3 課題と解決に向けた取組.....	23
1 人員拡充と審理簡素化の徹底.....	23
2 東京電力に対する適切な対応.....	23
3 集団申立事件の迅速処理.....	24
4 弁護士等代理人の理解と協力.....	25
5 まとめ.....	25

原子力損害賠償紛争解決センター(以下「当センター」という。)の平成24年1月から同年12月までの1年間における活動についてその概況を報告し、あわせてそこで明らかになった課題と解決に向けた取組について総括する。

## I 報告書要旨

### 第1 当センターの組織、申立ての動向、取扱いの状況及び電話による問い合わせの状況

#### 1 当センターの組織

平成24年7月2日に福島県内4支所を開設(県北支所、会津支所、いわき支所、相双支所)。平成24年8月6日に従来からの事務所(第二東京事務所)のほかに、新たな事務所(第一東京事務所)を使用開始。

平成24年12月末時点で仲介委員205名(平成23年末より77名増)、調査官91名(同63名増)、和解仲介室職員112名(同78名増)の合計408名体制となり、大幅増員が実現。平成25年2月1日現在の調査官数は133名、和解仲介室職員数は125名。

#### 2 申立ての動向

平成24年の申立件数は4,542件。平成23年9月1日からの申立件数累計は5,063件。

平成24年の月間申立件数は平均379件(平成23年の約3倍弱)。平成24年3月から7月までは月間400件超。同年9月以降は、ピーク時の400件台から20~30%程度減少。

人数ベースでは、平成24年の申立人数は11,844名。1件当たりの申立人数は、平成23年が2.28名、平成24年が2.61名。集団申立事件の増加が、1件当たりの申立人数の増加の原因。

法人申立比率が微増傾向(件数ベースで、平成23年19.6%、平成24年22.5%)。

弁護士代理比率が増加傾向(件数ベースで、平成23年25%、平成24年は32.8%)。人数ベースでの弁護士代理比率は平成24年の年間で約50%。

東京電力の賠償査定に不満の強い農林水産業者の申立比率が最近増加傾向。

#### 3 取扱いの状況

平成24年は、和解成立が1,202件、打切りが272件、取下げが381件、却下が1件、以上合計1,856件が終了。平成23年(6件)と比べて大幅に増加。

月間既済件数は、5月には月間100件を、7月には月間200件を超え、10月以降の月間既済件数は、約250件(平成25年1月の月間既済件数は331件となり、初めて月間申立件数を上回り、これに伴い、未済件数累計も、当センター開設以来初めて前月(3,201件)を下回る3,110件となる。)

平成24年までに申立てがあった事件の審理期間は平均約8か月(和解案提案まで約7か月)。平成25年申立事件については、審理期間約4~5か月が目標。

請求が多い損害項目は、避難費用、精神的損害、営業損害・就労不能損害、財物価値喪失。避難慰謝料の増額及び自主的避難実行者の定額賠償額を超える避難実費相当額の賠償に

については、東京電力への直接請求では実現できず、当センターの重要な役割の一つ。

営業損害については、会計ルール、会計学にとらわれることなく、被害の実態を踏まえて適正な損害算定を行っていく。警戒区域・計画的避難区域に所在する不動産の価値喪失等の損害についても審理を促進していく。

#### 4 電話による問い合わせの状況

電話による問い合わせは、当センターの概要、手続に関するもの(具体的な申立方法や審理に要する期間など)が80%、東京電力への意見、要望、不満が33%。

東京電力への意見、要望、不満が多いのは、次のとおり。

- ・東京電力から中間指針に個別に明記されていない損害は支払わないと言われた。
- ・東京電力への直接請求と当センターへの申立てを両方行っている場合に、直接請求の手続を進めてもらえない。
- ・過去に当センターで和解しその他の損害を直接請求で解決しようとしたが、東京電力所定の請求書用紙を送付してもらえない。

### 第2 審理促進に向けた当センターの活動について

#### 1 人員体制の拡充

仲介委員約130名、調査官約30名の体制で、平成23年12月以降の月間200件以上の新受事件を速やかに調査着手し迅速な審理を終えることは不可能であり、このころに受理した事件の審理期間は平均で半年以上に及ぶ。そこで、平成24年中に仲介委員77名、調査官63名の増員を実行。調査官については、平成25年2月1日までに更に42名を増員。

#### 2 審理簡素化のための工夫

迅速審理・早期和解提案実現のため、下記の審理簡素化の工夫を実行中。

- ・訴訟のような厳格な手続を実施しない。
- ・手続の冒頭から和解案や審理計画を想定し、常に審理の終局を見据えて審理する。
- ・書面審理のみによる和解提案を活用し、口頭審理期日を開催する場合には目的を明確にして、少数回の開催に努める。
- ・口頭審理期日は、原則として、当センター(東京事務所)で行う。来所が困難な当事者のために、電話会議システム又はテレビ会議システムを活用する。
- ・書証が乏しくても、申立人の陳述、経験則等に基づき、常識的な事実認定に努める。
- ・損害算定は、いたづらな緻密さを排除し、概算で足りるものとして、簡易迅速に行う。
- ・当事者間の釈明要求や資料提出要求は、相手方当事者(特に申立人)に不当な負担を課し、賠償の実現の不当な遅延を招くので、厳選して採用する。

平均審理期間が3か月に近づくまでは、現地口頭審理を原則として開催しない方針。

#### 3 総括基準・和解事例の公表

平成24年中に、総括基準14本を策定・公表、和解案提示理由書12本と和解契約書183本を公表。当センターにおける和解案の迅速な提案と被害者間の公平の実現に貢献。東京電力が受け入れる場合には、被害者と東京電力との相対交渉の円滑化、促進にも寄与。

### 第3 課題と解決に向けた取組

#### 1 人員拡充と審理簡素化の徹底

鎮静化している申立件数が、再び増加に転じる可能性がある現在の状況下では、平成25年申立事件の平均審理期間4～5か月程度を実現し、平成24年以前の申立事件を早期に終局させるため、当面は月間500件超の事件終局が必要。そのためには、人員の更なる拡充と審理簡素化の徹底が必要。

#### 2 東京電力に対する適切な対応

東京電力の賠償基準の問題点は、中間指針に具体的な記載があるものしか賠償の対象としない点にあり、この点は、法や中間指針の趣旨に反する。

東京電力の末端の賠償窓口では、当センターへの申立てをした者に対する不当な差別的取扱いと、これによる賠償の遅れが後を絶たない。この点について申立人から苦情があれば、当センターは、東京電力に是正を促しているので、安心して申立てをしてほしい。

東京電力は、直接賠償においても、当センターの手續においても、協調的紛争解決モデルに沿わない行動がみられる。

損害算定分野における東京電力の考え方は、貸借対照表や損益計算書に過度に依存したもので、賛成できない。当センターは、会計ルール、会計学にとらわれることなく、被害の実態を踏まえて、適正な損害算定を行っていく。

#### 3 集団申立事件の迅速処理

集団申立事件の受付段階で手續相談を行う。仲介委員指名後は、論点整理(共通の電子データ上に、損害項目ごとに、双方当事者が各自の主張を書き込むという「書面による準備手續」類似の方法を採用)、審理の順序、方法の大まかな審理スケジュールについて、当事者間の合意を形成した上で、審理を進行。通常の事件以上に双方当事者の理解と協力が必要。このような理解と協力は、徐々に進み、集団申立事件についても、迅速かつ円滑な審理が軌道に乗りつつある。

#### 4 弁護士等代理人の理解と協力

弁護士代理比率は上昇傾向。弁護士、司法書士には、事実、証拠、法的根拠等の適切な整理及び当センターの現状と審理方針への理解と協力を求めていく。

申立人側の準備不足による審理遅延も絶えない。審理期間4～5か月を目標とする審理促進に対する協力をお願いしたい。東京電力の代理人にも、同様の協力をお願いしたい。

#### 5 まとめ

総括基準や和解実例に準拠して被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決する環境作りが、ある程度進んだ。平成24年以前に申立てがあった事件の早期処理に努めるとともに、平成25年に申立てがあった事件の4～5か月での処理を目標としたい。そのためには、当センターによる人員拡充及び審理簡素化の徹底とともに、申立人及び東京電力、特にこれら当事者の代理人による当センターの現状や審理方針の理解と協力が不可欠。

## Ⅱ 報告書本文

### 第1 当センターの組織、申立ての動向、取扱いの状況及び電話による問い合わせの状況

#### 1 当センターの組織

##### (1) 事務所体制

当センターは、平成23年に、東京事務所(港区新橋のCOI新橋ビル)及び郡山市所在の福島事務所の2事務所体制でスタートした。

平成24年7月2日、福島事務所の下に、福島県内4か所の支所(県北支所(福島市)、会津支所(会津若松市)、いわき支所(いわき市)、相双支所(南相馬市))を開設した。

平成24年8月6日には、事件数の増加及び調査官その他の職員の増員予定の関係で、発足当初の東京事務所が手狭になったので、港区西新橋(第8東洋海事ビル)に新たに事務所を開設し、港区西新橋(第8東洋海事ビル)の新たな事務所を第一東京事務所、港区新橋(COI新橋ビル)の従来からの事務所を第二東京事務所として、2か所に分かれての執務となった。

##### (2) 人員体制

当センターの人的体制は、平成23年12月31日時点で、仲介委員128名、調査官(仲介委員を補佐する弁護士又は弁護士有資格者)28名、事務局の機能を有する和解仲介室職員(調査官を除き、事務補佐員等を含む。以下同じ。)34名の合計190名体制であった。

平成24年には、大幅増員を実行した。その結果、平成24年12月31日時点で、仲介委員205名(平成23年12月31日時点比77名増)、調査官91名(同63名増)、和解仲介室職員112名(同78名増)の合計408名体制となっている。和解仲介室職員のうち25名は、郡山市に所在する福島事務所及び福島県内に所在する4支所に勤務している。

仲介委員については、平成24年4月と6月に合計77名の増員が実行された。調査官については、同年9月から12月までに合計48名の増員が実行された。

こうした仲介委員及び調査官の増員に合わせて事務職員の増員も実行された。その結果、当センターの人員総数は、平成24年6月には300名体制、同年12月には400名体制となった(増員の経過については表【平成24年人員推移表】参照。なお、調査官及び和解仲介室職員の増員は平成25年に入っても続けている。平成25年2月1日現在において、調査官数は133名であり、和解仲介室職員数は125名である。)

## 2 申立ての動向

### (1) 申立件数

【平成24年】

	1月	2月	3月	4月
月別申立件数 (累計)	248 (769)	355 (1,124)	466 (1,590)	447 (2,037)
申立種別内訳				
法人申立て	54 (21.8%)	96 (27.0%)	90 (19.3%)	117 (26.2%)
個人申立て	194 (78.2%)	259 (73.0%)	376 (80.7%)	330 (73.8%)
申立人数 (累計)	470 (1,656)	713 (2,369)	937 (3,306)	1,100 (4,406)
申立ての弁護士代理 件数	26 (10.5%)	96 (27.0%)	116 (24.9%)	117 (26.2%)
申立人数に対する弁 護士代理の割合	10%	30%	29%	42%

	5月	6月	7月	8月
月別申立件数 (累計)	480 (2,517)	409 (2,926)	472 (3,398)	395 (3,793)
申立種別内訳				
法人申立て	102 (21.2%)	88 (21.5%)	84 (17.8%)	94 (23.8%)
個人申立て	378 (78.8%)	321 (78.5%)	388 (82.2%)	301 (76.2%)
申立人数 (累計)	1,286 (5,692)	1,685 (7,377)	1,380 (8,757)	1,388 (10,145)
申立ての弁護士代理 件数	138 (28.8%)	158 (38.6%)	186 (39.4%)	148 (37.5%)
申立人数に対する弁 護士代理の割合	49%	74%	60%	68%

	9月	10月	11月	12月	平成24年 1月～12月合計
月別申立件数 (累計)	281 (4,074)	347 (4,421)	299 (4,720)	343 (5,063)	4,542 -
申立種別内訳					
法人申立て	89 (31.7%)	77 (22.2%)	56 (18.7%)	75 (21.9%)	1,022 (22.5%)
個人申立て	192 (68.3%)	270 (77.8%)	243 (81.3%)	268 (78.1%)	3,520 (77.5%)
申立人数 (累計)	688 (10,833)	890 (11,723)	559 (12,282)	748 (13,030)	11,844 -
申立ての弁護士代理 件数	87 (31.0%)	146 (42.1%)	123 (41.1%)	148 (43.1%)	1,489 (32.8%)
申立人数に対する弁 護士代理の割合	54%	67%	51%	58%	49%

※括弧内のパーセントは、各件数を月別申立件数で除した数値である。

※個人と法人が同じ事件として立件されている場合には、法人申立て1件として計上している。

## 【概要】

平成24年中の当センターへの申立件数は、4,542件である。当センターが業務を開始した平成23年9月1日からの申立件数累計は、5,063件である(平成23年中の申立件数は521件)。

平成23年の月間申立件数の平均は130件であるのに対して、平成24年の月間申立件数の平均は379件(平成23年の約3倍弱)となり、月間平均申立件数は、大幅に増加した。各月別の申立件数の推移をみると、平成23年9月から11月までは月間150件未満であったのに対して、同年12月から月間200件を超え、平成24年2月から月間300件を超え、同年3月から7月までは月間400件を超え、同年8月もほぼ400件(395件)であった。同年9月以降は、ピーク時の400件台から20～30%程度減少して、年末まで推移している(平成25年1月もおおむね同傾向である。)

申立人の人数ベースでみると、平成24年中の申立人の数は11,844名(1件当たり2.61名)であった。平成23年中の申立人の数は1,186名(1件当たり2.28名)であった。1件当たりの申立人数の増加の原因は、集団申立事件の増加にあるとみられる。

申立件数全体に占める個人申立てと法人申立ての比率は、法人申立比率が微増傾向にある。平成23年は、法人申立比率が19.6%であったが、平成24年は、22.5%となっている。

申立件数全体に占める弁護士が代理人となっている申立ての比率は、平成24年は、平成23年よりも増加している。平成23年は25%であったが、平成24年は、6月以降40%近い水準となっており、10月には42.1%となるなど、年間を通してみると申立件数全体の32.8%となっている(なお、司法書士代理がある申立ては1件。)

また、各地で組成された弁護団によるいわゆる集団申立て(多数の個人が原発事故時住所地や避難先住所地ごとに、共通の弁護士を代理人として同時に行う申立て。又は多数の事業者(同業者)が共通の弁護士を代理人として同時に行う申立て)も、平成24年は、平成23年よりも増加している。集団申立てが多いと、申立人数ベースでの弁護士代理比率が、申立件数ベースでの弁護士代理比率よりも、高くなる。平成24年の申立人数ベースでの弁護士代理比率は、6月以降約60%、年間を通して約50%であって、上記の申立件数ベースでの比率よりも高い。

## 【分析】

平成24年1月30日に当センターが作成した『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～初期段階(9～12月)における状況について～』(以下「23年報告書」という。)にも記載したとおり、平成23年には、申立件数はそれほど多くなかった。その原因は、まずは東京電力への直接賠償請求を選択する被害者が多かったことにあるが、当センターの認知度が低かったことも一因であったと考えられる。

平成24年当初(平成23年12月)から申立件数が増加した原因としては、当センターの認知度が上がったこと、東京電力への直接請求に対する東京電力からの回答が平成23年の年末ころか



ら本格的に増えてきたが、東京電力の回答に不満な被害者が多く、平成24年初めころから当センターへの申立てを始めたことなどが挙げられる。なお、東京電力は、法及び中間指針の趣旨に反して中間指針に具体的な記載がない損害の賠償を直接請求においては拒否していたこと、被害者との間に折衝の場を設けず、加害者である東京電力が一方的に賠償額を査定するというのが多くの被害者にとっての直接請求の実態であったこととも相まって、東京電力の賠償態度に対する被害者の不満は、非常に大きいものがあった。

これに加え、平成24年の春以降も申立件数が月間400件台を維持し続けた理由としては、平成24年2月14日以降総括基準を順次公表したこと(12月末までに14本)、同年4月27日以降和解事例の公表を実施したこと(12月末までに和解案提示理由書12本、和解契約書183本)により、当センターに対する期待が高まったことがあると考えられる。

後述するように、平均審理期間が少しずつ長くなり、当センターに申し立てても短期間での賠償金受領に結び付かないことが、特に個人被害者の当センターへの申立てをためらわせる要因となり、平成24年9月以降は月間申立件数がやや減少しているものと思われる。平成24年前半に申し立てられた事件については、仲介委員及び調査官の不足から、調査・審理の着手が遅れたものが発生し、審理に半年以上を要するものが多数発生してしまった。既述のとおり、当センターにおいては仲介委員及び調査官の大量増員により、審理期間の短縮に努めており、平成25年に申し立てられた事件については、申立書及び添付資料に過不足がないものであれば、審理期間を申立てから4～5か月程度に短縮することを目指していく。

また、当センターへの申立者に対する東京電力による不当な対応(直接請求と当センターへの申立てを両方行っている者について、直接請求手続を進めない、東京電力所定の用紙でなければ直接請求を受け付けないという扱いをしているにもかかわらず当該用紙を交付しない等の対応)の存在も、当センターへの申立件数の減少の一因と推測される。なお、一昨年以來、東京電力の末端の窓口では、当センターに申立てをした被害者に対する差別的取扱いが絶えない状況にあり、改善が望まれる。

申立件数全体に占める弁護士が代理人となっている申立ての比率は、平成24年は、平成23年の25%から増加して32.8%となっている。

23年報告書では、本人申立事件数が多い分、申立人の言い分の調査に手間取り、審理促進の阻害要因となっていたことから、弁護士代理比率増加について弁護士会、原子力損害賠償支援機構等に協力を求めることを課題に掲げていた。平成24年に弁護士代理比率が上昇したことは、課題の解決に向けた、当センター、弁護士会、原子力損害賠償支援機構、日本司法支援センター(法テラス)等の取組の成果の反映と考えられる。例えば、当センターでは、一定の弁護士費用額を損害として賠償額に加える総括基準を策定しそれを適用している。弁護士会では、多くの弁護士会で任意に弁護団を組織しているほか、相談体制を引き続き強化し代理受任へ結び付ける取組を行っている。原子力損害賠償支援機構においても被災地・避難者に対する弁護士等による巡回相談等を継続して行っている。また、日本司法支援センターでは、平成24年3月に成立した東日本大震災被災者援助特例法に基づき当センターへの申立てに係る代理人報酬等に資力要件に関わ

りなく民事法律扶助を適用している。

## (2) 住所地別申立件数

【福島県内】					
	自治体名	事故時(注)	比率	申立時(注)	比率
浜通り (いわき市、相馬市、新地町を除く)	南相馬市	693	15.3%	360	7.9%
	双葉町	361	7.9%	11	0.2%
	浪江町	269	5.9%	20	0.4%
	富岡町	234	5.2%	14	0.3%
	大熊町	182	4.0%	10	0.2%
	楡葉町	84	1.8%	9	0.2%
	飯舘村	48	1.1%	2	0.0%
	広野町	43	0.9%	10	0.2%
	川内村	26	0.6%	8	0.2%
	葛尾村	12	0.3%	2	0.0%
	小計	1,952	43.0%	446	9.8%
浜通り (いわき市、相馬市、新地町に限る)	いわき市	420	9.2%	550	12.1%
	相馬市	59	1.3%	73	1.6%
	新地町	4	0.1%	7	0.2%
	小計	483	10.6%	630	13.9%
県北	福島市	391	8.6%	417	9.2%
	伊達市	56	1.2%	53	1.2%
	川俣町	50	1.1%	43	0.9%
	二本松市	47	1.0%	57	1.3%
	その他	35	0.8%	47	1.0%
	小計	579	12.7%	617	13.6%
県中	郡山市	299	6.6%	332	7.3%
	田村市	64	1.4%	54	1.2%
	須賀川市	35	0.8%	49	1.1%
	その他	41	0.9%	49	1.1%
	小計	439	9.7%	484	10.7%
県南	白河市	40	0.9%	43	0.9%
	西郷村	7	0.2%	14	0.3%
	矢吹町	6	0.1%	10	0.2%
	その他	16	0.4%	20	0.4%
	小計	69	1.5%	87	1.9%
会津	会津若松市	47	1.0%	104	2.3%
	喜多方市	12	0.3%	16	0.4%
	南会津町	11	0.2%	14	0.3%
	その他	24	0.5%	32	0.7%
	小計	94	2.1%	166	3.7%
福島計		3,616	79.6%	2,430	53.5%

【福島県外】					
	都道府県名	事故時(注)	比率	申立時(注)	比率
北海道・東北	宮城県	97	2.1%	211	4.6%
	北海道	31	0.7%	50	1.1%
	山形県	24	0.5%	87	1.9%
	岩手県	16	0.4%	19	0.4%
	青森県	6	0.1%	6	0.1%
	秋田県	5	0.1%	14	0.3%
	小計	179	3.9%	387	8.5%
関東・甲信越	東京都	208	4.6%	381	8.4%
	茨城県	150	3.3%	214	4.7%
	栃木県	100	2.2%	125	2.8%
	千葉県	91	2.0%	147	3.2%
	神奈川県	47	1.0%	146	3.2%
	埼玉県	40	0.9%	286	6.3%
	群馬県	34	0.7%	56	1.2%
	新潟県	13	0.3%	143	3.1%
	長野県	6	0.1%	16	0.4%
	山梨県	5	0.1%	17	0.4%
小計	694	15.3%	1,531	33.7%	
北陸・東海	静岡県	5	0.1%	14	0.3%
	愛知県	4	0.1%	26	0.6%
	その他	8	0.2%	27	0.6%
	小計	17	0.4%	67	1.5%
近畿	大阪府	18	0.4%	41	0.9%
	京都府	6	0.1%	26	0.6%
	その他	2	0.0%	17	0.4%
	小計	26	0.6%	84	1.8%
中国・四国	小計	1	0.0%	20	0.4%
九州・沖縄	小計	5	0.1%	23	0.5%
福島県以外の国内計		922	20.3%	2,112	46.5%
海外	アメリカ	1	0.0%	0	0.0%
	メキシコ	1	0.0%	0	0.0%
	ドイツ	1	0.0%	0	0.0%
	アラブ 首長国連邦	1	0.0%	0	0.0%
	小計	4	0.1%	0	0.0%
福島県外計		926	20.4%	2,112	46.5%
合計		4,542	100%	4,542	100%

※住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、例えば、申立時住所が旧警戒区域内(双葉町など)とされているものについて、当センターが申立時における居住の実態を確認したものではない。

## 【概要】

原発事故時の申立人の住所の分布は、上記表のとおりである。

浜通り(新地町、相馬市、いわき市を除く。おおむね政府による避難等の指示があった対象区域に相当する。)に事故時住所があった者からの申立ては、1,952件(平成24年の総申立件数4,542に占める割合43.0%)である。平成23年中は41.7%であったから、ほぼ同程度である。

上記以外の福島県内に事故時住所があった申立人による申立ては、1,664件(同36.6%)である。平成23年中は35.7%であったから、これもほぼ同程度の割合である。

そのうち事故時住所がいわき市である者からの申立ては、420件(同9.2%)、郡山市である者からの申立ては、299件(同6.6%)、福島市である者からの申立ては、391件(同8.6%)である。平成23年中は、いわき市12.9%、郡山市7.5%、福島市5.6%であり、これもほぼ同程度の割合といえるが、いわき市と郡山市からの申立ての割合がやや減少し、福島市からの申立ての割合が増加している。

福島県以外では、事故時住所地が関東・甲信越地方である者からの申立てが多く、694件(同15.3%)となっている。平成23年中は17.3%であったので、これもほぼ同程度の割合である。

申立時住所に目を転ずると、避難先と思われる東京などの関東・甲信越が1,531件(同33.7%)となっており、県別にみると、福島県内からの避難者が比較的多い宮城県が211件(同4.6%)、新潟県が143件(同3.1%)、山形県が87件(同1.9%)となっている。平成23年中は、関東甲信越が37.2%、宮城県が3.3%、山形県が1.9%と同程度であったが、新潟県からの申立割合は平成23年中は0.6%であり、2.5ポイント増加していることが注目される。

さらに、若干ではあるが、外国からの申立ても存在する。

## 【分析】

原発事故時、政府による避難指示等対象区域に住所があった被害者による申立てが、平成23年中に引き続き、全体の約40%にとどまっており、半数に到達していない。

これは、当初目標の審理期間3か月が当センターにおいて実現できていないこと、これに伴い当面の生活資金確保や事業の資金繰りのために、金額に不満ながら東京電力の査定額による和解に応じざるを得ない被害者がいること、東京電力による財物賠償が始まっていないことから当センターへの財物賠償の申立ても増えないことなどの要因が考えられる。被害者の早期救済という観点からは憂慮すべき事態である。既述のとおり、当センターにおいては、平成25年に申し立てられた申立書及び添付資料に過不足のない事件の迅速処理の実現を目指している。また、弁護士等による充実した申立書及び添付資料の作成など、更なる被害者に対するサポートが望まれる。

### (3) 業種別申立件数

営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主(営業所の所在地が福島県内か県外か、被害の内容が政府避難指示に伴う営業損害か、風評被害か、間接被害その他かを問わない。)が営む業種は、次のとおりである。

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス 業等
件数	1,564	192	245	305	69	97	29	666
割合		12.3%	15.7%	19.5%	4.4%	6.2%	1.9%	42.6%

※「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上しているため、業種内訳の割合の合計は100%を超える。業種内訳の割合は、各業種の件数(延べ件数)を営業損害申立件数1,564で除した数値である。

#### 【概要】

営業損害の賠償を求めた法人及び個人事業主が営む業種は、サービス業等が約40%、販売業が約20%、製造業・加工業が約16%、農林水産業が約12%となっている。

#### 【分析】

細分類(法人申立てか否か、事故時の住所地がどこか等による損害項目の分類)を施していないので、十分な分析資料とはなっていない。

福島県の第一次産業従事者が全産業従事者の約8%であり、その大半は当センターへの申立てを行わずに、農協や漁協を窓口として東京電力に直接請求を行っているにもかかわらず、農林水産業の申立割合が全産業の12%も占めている(しかも、最近増加傾向にある。)。その原因は、消費者との直接取引、直売所における取引、レジャー客との取引などを、農協や漁協とは無関係に営む、零細事業者からの申立てが多い点にある。このような農協や漁協とは無関係の零細事業者に対する東京電力の対応は、被害者の不満が強いところのようである。実際のところ、このような案件についての東京電力の賠償査定には、疑問を感じる人が多いところである。

### (4) 損害項目別申立件数

	申立 総件数	避難費用	生命・身体的 損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動 産関連
件数	4,542	2,147	660	2,397	1,564	1,048	349	793	485
割合		47.3%	14.5%	52.8%	34.4%	23.1%	7.7%	17.5%	10.7%

※割合は、各損害項目の件数(延べ件数)を、平成24年の申立件数4,542で除した数値である。

## 【概要】

細分類(申立人が事業者か非事業者かの別、事故時の住所地がどこか等による損害項目の分類)を施していないので、十分な分析資料とはなっていない。しかしながら、ほぼ全ての損害項目について、ある程度万遍なく申立てがなされていることが分かる。

その中でも、避難費用及び精神的損害は、それぞれ約半数の申立てで請求されている。また、営業損害と就労不能損害は、それぞれ、約30%、約20%の申立てで、財物価値喪失等の損害は、約20%の申立てで請求されている。

## 【分析】

避難費用、精神的損害、営業損害・就労不能損害、財物価値喪失等が申立ての中心的損害項目であるといえる。これは、平成23年の申立てからおおむね同じ傾向である。

東京電力が、まだ請求の受付を開始していない不動産の財物価値喪失等の損害についても、申立ての約10%で請求されている。東京電力との直接交渉の結果次第では、東京電力の直接請求に納得できなかった被害者による申立ての増加が予想される。

### 3 取扱いの状況

#### (1) 取扱状況

	平成23年					平成24年												24 年 合 計
	9 月	10 月	11 月	12 月	23 年 合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
申立件数	38	80	143	260	521	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	343	4,542
既済件数	0	1	1	4	6	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	257	241	1,856
(内訳)																		
和解成立	0	0	1	1	2	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	192	1,202
打切り	0	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	22	272
取下げ	0	1	0	3	4	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	27	381
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
未済件数累計	38	117	259	515	-	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,099	3,201	-
【参考】																		
一部和解成立	0	0	0	0	0	0	1	7	9	10	6	21	31	36	39	45	41	246
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	5	13	8	8	19	11	8	80

※月ごとの申立件数、既済件数及び累計未済件数を示したものである。

#### 【概要】

平成24年には、1,856件の事件が終了した。和解成立が1,202件、打切りが272件、取下げが381件、却下が1件である。平成23年の終了事件数6件(和解成立2件、取下げ4件)と比べて、大幅に増加した。

月間既済件数は、5月には127件と100件台に入り、7月には215件と200件台となった。10月以降の月間既済件数は、約250件となっている(平成25年1月の月間既済件数は331件であり、同月の月間申立件数240件を上回った。これに伴い、平成25年1月末時点での未済件数累計は、当センター開設以来初めて前月(3,201件)を下回る3,110件となった。)

平成24年までに申し立てられた事件の平均的な審理期間は、約8か月(和解案提案まで約7か月)になる。平成24年12月末時点の既済件数1,862件は、平成23年9月から平成24年4月の途中までに申し立てられた事件数に相当することから、平均審理期間を約8か月と計算している。平成25年に申し立てられた事件については、審理期間が約4～5か月となるように運用していきたいと考えている。

そのほかに、仮払和解(早急に金銭の必要な被害者について、当事者間に争いのないと認められる額を早期に支払い、その後も事件の審理を続けるもの。)が延べ80件、一部和解(損害項目の一部について和解を成立させ、残りの損害項目について審理を続けるもの。)が延べ246件成

立している。

#### 【分析】

申立てが急増傾向にあった平成24年4月19日、総括委員会は、『原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介取扱い状況の認識及び取組方針』を公表した。その中において、増え続ける申立て及びそれに伴う未済事件の累積が、係属中の事件及び今後申し立てられる事件の審理の円滑な進行に深刻な影響を及ぼしつつあることを憂慮し、当センターにおいて、審理方法の改善及び仲介委員・調査官の増員等の努力を行う一方で、東京電力に対しても、直接交渉における硬直的な交渉姿勢、法及び中間指針にもとる内部的な賠償基準を改めるよう求めた。

こうした審理改善、人員体制の拡充、総括基準・和解事例の公表による実体規範の策定・公表、仲介委員・調査官の手続への熟達等により、月間既済件数は着実に増加の軌道に乗った。その結果、申立事件数の増加が審理の円滑な進行に深刻な影響を及ぼすまでには至らなかった。

しかしながら、平成24年末までに申し立てられた事件についてはできるだけ早く終局させて平成24年12月末現在の未済件数(3,201件)を減少させ、平成25年申立事件については審理期間を4～5か月程度にまで短縮していくことが、現在の喫緊の課題である。この課題を達成するためには、当分の間は、少なくとも月間500件を超える件数の処理が必要である。

なお、仲介委員が全部和解案を提示した後に、東京電力が当該和解案の諾否回答を引き延ばす態度がみられたが、当センターでは、平成24年7月6日及び同年10月12日に、そうした引き延ばし事例を問題事例として当センターホームページで公表した。これにより、全部和解案提示後の東京電力による引き延ばしの態度は解消されつつある。

また、当センターでは、平成24年12月21日に総括基準<sup>⑭</sup>「早期一部支払の実施について」を策定・公表した。これは、東京電力から答弁書が提出された段階で東京電力が認めた額については、被害者の早期救済の観点から全件について損害賠償の早期支払を実現するものであり、一部和解件数の増加が見込まれる。

## (2) 和解成立の損害項目別動向

和解が成立した事件の和解内容を損害項目別に示すと、次の表のようになる。なお、下記表は、平成23年に成立した和解2件及び平成24年に成立した和解1,202件を合わせた1,204件について、和解内容を損害項目別に示したものである。



	和解成立 総件数	避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件 数	1,204	536	147	556	226	426	269	133	124	26	56	192
割 合		44.5%	12.2%	46.2%	18.8%	35.4%	22.3%	11.0%	10.3%	2.2%	4.7%	15.9%

※割合は、各損害項目の件数(延べ件数)を、和解成立件数1,204で除した数値である。

### 【概要】

細分類(申立人が事業者か非事業者かの別、事故時の住所地がどこか等による損害項目の分類)を施していないので、十分な分析資料とはなっていない。しかしながら、損害項目別申立件数における損害項目比率とほぼ同様である。

なお、財物価値喪失等の損害は、約20%の申立てで請求されているものの、和解が成立した事例の中の約10%となっている。

### 【分析】

避難費用、精神的損害、営業損害・就労不能損害、財物価値喪失等が当センターの審理における中心的損害項目であるといえる。

このうち、避難慰謝料(精神的損害)については、遺憾ながら東京電力が直接請求では増額に応じないのが現状であるため、増額の可否の判断は、当センターが現在果たすべき重要な役割の一つとなっている。増額事由の有無及び増額幅を迅速かつ積極的に検討することが当センターに求められている。特に、要介護者・介護者及び高齢者等の過酷な避難生活に対しては、精神的損害の大幅な増額を認めていくことが重要である。

また、自主的避難実行者の定額賠償額を超える避難費用(生活費増加分を含む。)も、東京電力への直接請求では増額が実現できず、避難費用の実額賠償は、当センターの重要な役割の一つである。実費賠償の定額化による被害者の立証負担軽減と審理促進が実行されつつある。

営業損害の賠償のうち逸失利益の算定は、いわゆる東京電力方式による賠償査定を適正化すること、いわゆる東京電力方式を採用する場合において固定費・変動費を正しく振り分けて賠償額を適正化することが、当センターの重要な役割である。

なお、東京電力が、まだ直接請求の受付を開始していない不動産の財物価値喪失等の損害については、和解成立率が低い傾向にある。自主的避難区域、緊急時避難準備区域などのエリア(警戒区域・計画的避難区域以外のエリア)に所在する不動産については、その価値下落を認定し得る客観的な資料に乏しいことが、和解成立率が低い原因の一つである。他方において、警戒区域・計画的避難区域に所在する不動産については、審理を促進していくことが課題である。

#### 4 電話による問い合わせの状況

【平成24年】

	平成24年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
受電件数	948	1,241	1,708	1,441	1,199	1,050	1,015
(内容の内訳) センターの概要、手 続	730 (77.0%)	1,012 (81.6%)	1,347 (78.9%)	1,191 (82.7%)	966 (80.6%)	822 (78.3%)	793 (78.1%)
センターへの意見、 要望、不満	34 (3.6%)	53 (4.3%)	66 (3.9%)	66 (4.6%)	73 (6.1%)	42 (4.0%)	28 (2.8%)
個別事件の相談、賠 償の可否	353 (37.2%)	507 (40.9%)	753 (44.1%)	614 (42.6%)	389 (32.4%)	341 (32.5%)	286 (28.2%)
紛争審査会(指針) への意見、要望、不 満	42 (4.4%)	80 (6.5%)	85 (5.0%)	39 (2.7%)	23 (1.9%)	17 (1.6%)	18 (1.8%)
東京電力への意見、 要望、不満	248 (26.2%)	361 (29.1%)	538 (31.5%)	499 (34.6%)	370 (30.9%)	394 (37.5%)	323 (31.8%)
その他	114 (12.0%)	146 (11.8%)	274 (16.0%)	224 (15.5%)	176 (14.7%)	176 (16.8%)	131 (12.9%)

	8月	9月	10月	11月	12月	合計
受電件数	928	738	752	687	657	12,364
(内容の内訳) センターの概要、手 続	742 (80.0%)	588 (79.7%)	628 (83.5%)	574 (83.6%)	540 (82.2%)	9,933 (80.3%)
センターへの意見、 要望、不満	37 (4.0%)	24 (3.3%)	35 (4.7%)	41 (6.0%)	40 (6.1%)	539 (4.4%)
個別事件の相談、賠 償の可否	241 (26.0%)	235 (31.8%)	197 (26.2%)	214 (31.2%)	229 (34.9%)	4,359 (35.3%)
紛争審査会(指針) への意見、要望、不 満	4 (0.4%)	14 (1.9%)	10 (1.3%)	6 (0.9%)	1 (0.2%)	339 (2.7%)
東京電力への意見、 要望、不満	286 (30.8%)	250 (33.9%)	275 (36.6%)	266 (38.7%)	251 (38.2%)	4,061 (32.9%)
その他	100 (10.8%)	76 (10.3%)	82 (10.9%)	84 (12.2%)	93 (14.2%)	1,676 (13.6%)

※その他の項目は、損害賠償関係以外の問い合わせである。

※括弧内のパーセントは、月別の内訳(延べ件数)を、月別受電件数で除した数値である。

#### 【概要】

当センターの概要、手続が80%を占め、次いで、個別事件の相談、賠償の可否が35%、東京

電力への意見、要望、不満が33%となっている。平成23年と比較すると、当センターの概要、手続(平成23年は62.7%)、東京電力への意見、要望、不満(同25.3%)について割合の増加がみられる。

また、受電件数は3月が大幅に増加しているが、その内容をみると、主に、同月に東京電力が直接請求において受付を開始した自主的避難に係る賠償や、総括基準「自主的避難を実行した者がいる場合の細目について」に関する問い合わせが増加している。

平成24年の主な問い合わせ内容は、当センターの概要、手続に関しては、当センターへの具体的な申立方法、平均審理期間についての問い合わせが大半を占めているが、7月の福島県内4か所の支所開設以降、最寄りにある支所の所在地や業務に関する問い合わせも寄せられている。審理期間については、時間が掛かりすぎるとの意見、不満が多く寄せられており、当センターへの申立人からの案件の進捗状況についての問い合わせも少なくない。

また、東京電力への意見、要望、不満に関しては、平成24年中を通じて、被害者と東京電力との直接交渉において、①東京電力の賠償基準や提示された査定額に納得できないとの意見のほか、②中間指針に個別に明記されていない損害は支払わないと言われた、③請求額よりも減額査定された理由を十分に説明してもらえない、④東京電力の査定額を受け入れなかったら、その後話し合いをしてもらえず、一方的に当センターを案内された、⑤東京電力への直接請求と当センターへの申立てを両方行っている場合に、直接請求の手続を進めてもらえない、過去に当センターで和解し、その他の損害を直接請求で解決しようとしたが、東京電力所定の請求書用紙(特に、包括請求書についての事例が多い。)を送付してもらえず、東京電力に送付を依頼しても拒否されたなどの不満等が寄せられている。

なお、個別事件の賠償の可否については、あくまで申立てを受けた後に担当する仲介委員が判断する事柄であることから、回答は行っていないが、弁護士会、原子力損害賠償支援機構及び日本司法支援センター(法テラス)等の各種相談窓口や、公表している和解事例を紹介するなどして対応している。

## 【分析】

当センターの認知度が一定程度上がったものの、審理に時間が掛かりすぎるとの指摘があり、当センターの利用の促進に向けては審理期間の短縮が大きな課題である。

東京電力に対する意見、要望、不満も約30%を占めており、当センターは、東京電力や原子力損害賠償支援機構等に対して、東京電力の問題事例を指摘して改善を求めてきたところであるが、今後も、引き続き、これらの措置を講じていくことが不可欠である。

また、個別事件の相談、賠償の可否に関する問い合わせも多く、弁護士等法律専門家による支援を実施している諸機関との一層の連携を図っていく必要がある。

## 第2 審理促進に向けた当センターの活動について

当センターでは、目標審理期間として、申立てから和解成立までおおむね3か月程度を設定したが、上記のように、現状では、この目標を達成できているとは言い難い状況にある。

平成25年申立事件については審理期間を4～5か月程度に短縮することが課題である。

当センターでは、審理促進に向けて、人員の拡充、審理簡素化に向けた工夫、総括基準・和解事例の公表等を行っている。

### 1 人員体制の拡充

当センターにおける仲介委員、調査官等の人員体制の拡充の経過は、次のとおりである。

#### 【平成24年人員推移表】

	平成 23年 12月	平成 24年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仲介 委員	128	128	128	128	175	175	205	205	205	205	205	205	205
調 査 官	28	30	33	40	42	42	42	43	43	61	74	81	91
和解仲 介室職 員 (うち福 島・支 所)	34 (8)	42 (10)	42 (10)	42 (10)	64 (15)	65 (15)	67 (17)	85 (24)	93 (26)	98 (26)	99 (26)	98 (26)	112 (25)
合計	190	200	203	210	281	282	314	333	341	364	378	384	408

※各月の月末における人数を示したものである。

当センターは、人員の大幅増員を図り、平成24年末の時点において、仲介委員は前年末比77名増の205名(平成23年12月31日との対比で160%)、調査官は63名増の91名(同325%)、和解仲介室職員も78名増の112名(同329%)となり、総勢合計408名体制となっている。

平成23年12月現在の仲介委員約130名、調査官約30名の体制で、平成23年12月以降の月間200件以上の新受事件、平成24年3月以降の月間400件以上の新受事件を、速やかに調査着手し、迅速な審理を終えるのは、不可能であった。このころに受理した事件の審理期間の平均が半年以上に及んでいることは、前述のとおりである。そこで、仲介委員及び調査官の増員が急務となり、仲介委員については、平成24年4月に47名、6月に30名の増員が、また、調査官については、9月に18名、10月に13名、11月に7名、12月に10名の増員

が、それぞれ実行された。

平成24年以降の新受事件については、原則として1人の仲介委員が事件を担当することとした。この結果、合議体を構成する複数の仲介委員間の日程調整の難航等による審理遅延が解消し、また、仲介委員に多くの事件配点ができるようになった。

事件を既済に導くために重要な役割を果たす調査官の大幅増員は、平成24年9月以降に実行された。調査官の増員の効果の実現には、当センターの簡素な調査・審理に慣れ、迅速な審理を実現する実行力を身に付けることが必要である。そのため、調査官の増員効果が具体的な数値として表れるのは、平成25年に入ってからになると見込まれる。当センターとしても、調査官が簡易迅速な調査・審理を実行できるようになるように、効率的なOJTを不断に実施していく。

なお、平成24年12月31日時点での調査官は91名であるが、当センターでは、日弁連及び弁護士会の協力を得て、引き続き、調査官の増員を図っているところである(平成25年2月1日現在の調査官数は133名)。

## 2 審理簡素化のための工夫

当センターでは、迅速な審理・早期の和解提案を実現するため、次のような審理簡素化の工夫の実行に努めている。

- ① 訴訟のような厳格な手続を実施しない(民事訴訟法の適用がなく、処分権主義や弁論主義は働かず、最終的には当事者の合意により解決され、手続を打ち切ったときでも請求棄却判決のような既判力が生じるわけではないからである。)
- ② 営業損害の逸失利益の請求においては、申立内容に応じて定まる時期の決算書・月次資料を、申立書と同時に提出することを求める。
- ③ 申立書を読んだ段階から、速やかに和解案や審理計画を想定し、常に審理の終局を見据えて調査・審理を行う。
- ④ 書面審理のみによる和解提案を活用し、口頭審理期日を開催する場合であっても、目的を明確にして、少数回だけ開催する(民事調停のように連続的に期日開催をすると、審理にメリハリが効かず、漂流型の審理になりやすいからである。)
- ⑤ 口頭審理期日は、原則として、当センター(東京事務所)で行う。当センター(東京事務所)に来所することが困難な当事者のために、電話会議システム又はテレビ会議システムを活用する。
- ⑥ 書証の乏しい事案(第一次産業の事業者、個人)の事実認定は、被害の実態に即して、申立人の陳述から事実を積極的に認定し、経験則を多用し、常識的な事実認定に努める。
- ⑦ 損害額を算定するに当たっては、いたづらな緻密さを排除し、合理的な概算で足りるものとして、簡易迅速に行う。
- ⑧ 当事者間の釈明要求や資料提出要求(特に東京電力によるもの)は、不要なものが目立ち、相手方当事者(特に申立人)に不当な負担を課し、賠償の実現の不当な遅延を招くので、

厳選して採用することとする。仲介委員及び調査官からの釈明要求等についても、同様の配慮をする。

- ⑨ 和解案提示理由書は、真に必要な場合を除いて作成せず、作成する場合においても、必要な論点についての簡素なものにとどめる。
- ⑩ 清算条項など和解契約書の内容の一部を標準化・定型化し、標準化・定型化されたものについてはそれと異なる条項を用いないようにする。また、将来の請求権や現在の慰謝料請求権などが清算条項により消滅しないような条項を作成する。

当センターは、事件の審理に余裕があれば、多くの事件で、仲介委員が被害者の居住地付近に赴いて開催する口頭審理期日（以下「現地口頭審理」という。）を実施し、被害者の声を直接聴きたいと考えている。しかしながら、未済事件数が3,000件を超え、平成24年末までに申し立てられた事件の平均審理期間が半年を超えるという現状も考慮しなければならない。この状況の下で現地口頭審理を多くの事件で開催すると、現地口頭審理開催の希望がない他の被害者からの申立事件の処理が遅れ、未済事件数の更なる増加と平均審理期間の更なる長期化が避けられない。被害者がまず望むことは、早期の和解提案の実現、十分な額の和解金の早期受領である。そして、現地口頭審理の開催は、この趣旨に沿わないものであることは否定できない。そこで、当センターとしては、当面は現地口頭審理を原則として開催せず、平均審理期間の当初目標3か月近くまでへの短縮が実現できた後に、現地口頭審理の開催を増やしていきたいと考えている。

書面審理のみで和解案の提案が可能な事案も多く、電話会議システムやテレビ会議システム（平成24年8月から東京事務所と福島事務所・4支所間において使用開始）を使用する口頭審理によっても適正な和解案の提案は可能であると考えられるので、当分の間は、このような運用を行っていきたいと考えている。

### 3 総括基準・和解事例の公表

当センターでは、次のとおり、総括基準14本を策定・公表した。総括基準は、中間指針の細目に当たる紛争解決の基準や、中間指針から漏れた事項についての紛争解決のための基準を定めるものである。これにより、当センターにおける和解案の迅速な提案と被害者間の公平が図られている。さらに、そのような基準を東京電力が受け入れることにより、被害者と東京電力との円滑な相対交渉の促進にも寄与している。

当センターでは、平成24年4月27日以降、和解案提示理由書12本と和解契約書183本を公表した（なお、和解事例については、2月中旬から6月中旬までに成立したものについては、成立した和解成立件数が少数であったことから原則としてその全件を、それ以降のものについては、和解成立件数が増加してきたことから、和解内容の新規性、重要性、仲介委員及び当事者の意見などを総合的に検討し、当センターにおいて選別して、順次公表している。）。

なお、和解契約書（和解案提示理由書を含む。公表されたものに限る。）と総括基準とは、そ

それぞれの意義や適用範囲が自ずと異なる。すなわち、和解仲介は原則として個別事案を対象として行われることから、和解案提示理由書や和解契約書において一般的な基準が表明されていても、後の和解仲介において参考とするかどうかは、後の担当仲介委員の判断に委ねられる。これに対して、総括基準は、和解仲介において参照されるべき共通基準である(平成24年4月27日付け総括委員会「和解事例の公表について」)。

〈2月14日〉

- ① 避難者の第2期の慰謝料について
- ② 精神的損害の増額事由等について
- ③ 自主的避難を実行した者がいる場合の細目について
- ④ 避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について

〈3月14日〉

- ⑤ 訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について
- ⑥ 弁護士費用について

〈4月19日〉

- ⑦ 営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について
- ⑧ 営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について(これに関連して、6月26日に「中間収入の非控除について」が決定されている。)

〈7月5日〉

- ⑨ 加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について
- ⑩ 直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて

〈8月1日〉

- ⑪ 旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について

〈8月24日〉

- ⑫ 観光業の風評被害について

〈11月8日〉

- ⑬ 減収分(逸失利益)の算定と利益率について

〈12月21日〉

- ⑭ 早期一部支払の実施について

総括基準は、当センターでの紛争解決における規範として、審理の促進に重要な役割を果たしている。

例えば、平成24年2月14日に策定した総括基準②「精神的損害の増額事由等について」は、原子力損害賠償紛争審査会が平成23年8月5日に策定した中間指針において、日常生活阻害慰謝料の目安とされた月額12万円又は10万円について、これを増額することができ

る標準的な場合を定めたものであるが、これにより、仲介委員が、個別の具体的な事情を斟酌して、日常生活阻害慰謝料の増額を認めることがより容易にできるようになった。

また、同じく2月14日に策定した総括基準③「自主的避難を実行した者がいる場合の細目について」は、原子力損害賠償紛争審査会が平成23年12月6日に策定した中間指針追補で認められた定額賠償額について、特に自主的避難を実行した者については、個別の具体的な事情によっては定額賠償金額を上回る金額の賠償提案をすることができる場合を明らかにした。この総括基準が公表された後の平成24年2月28日、東京電力も、自主的避難を実行した妊婦・子供について中間指針追補が定めた定額賠償額に20万円を加えた定額賠償を行うことを発表した。このことにより、被害者と東京電力との間の直接交渉における賠償水準と解決スピードが上がったと考えられる。

3月14日に策定した総括基準⑤「訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について」は、我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害のうち外国人観光客に関するものについて、中間指針第7の1などを適用して、中間指針の具体的な内容を明らかにした。東京電力は、中間指針に具体的に記載された「本件事故前の予約につき通常の解約率を上回る解約があったことにより平成23年5月末までに生じた損害」のみを賠償対象とし、平成23年6月以降に生じた損害など具体的に記載されていない外国人観光客に関する風評被害についての賠償を一切拒否していたが、このような東京電力の取扱いが中間指針第7の1に違反していることなどを明らかにしたものである。この基準により、無駄な争点がなくなり、審理促進に貢献した。

4月19日に策定した総括基準⑧「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」は、避難先における営業・就労によって得た利益や給与等は月額30万円を目安に、原則として、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないとの取扱いを明らかにしたものである。総括基準公表後の6月21日になって、東京電力も、一定の場合には中間収入を控除しないこととし、あわせて、その限度額を、総括基準を上回る50万円とする旨公表しており、当センターも、実際に月額50万円を限度額として運用している。

7月5日に策定した総括基準⑩「直接請求における東京電力からの回答金額の取扱いについて」は、東京電力が直接請求で認めた額については、当センターは格別の審理を実施せずに和解提案を行うべきことを明らかにした。当センターへの申立てがなされると、東京電力は、直接請求において自らが認めた額であっても、前言を翻して当該認めた額についても争う事例が相当数あったが、このような争い方が否定されることを明らかにしたものである。また、12月21日に策定した総括基準⑭「早期一部支払の実施について」は、当センターにおける東京電力の答弁書提出段階で東京電力が認めた額については、一部和解を成立させることで、損害賠償の早期支払を実現することとした。

8月1日に策定した総括基準⑪「旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について」は、中間指針では記載されていなかった旧緊急時避難準備区域の滞在者の慰謝料を認めるものであり、これと相前後する7月24日に、東京電力も、同区域の滞在者について、平成24年2月末までの慰謝料を認めた。



### 第3 課題と解決に向けた取組

#### 1 人員拡充と審理簡素化の徹底

現時点では、①東京電力の対応が、後述するように、今なお硬直的であり、被害の実情に即した対応がとられていないこと、②不動産の財物賠償について、東京電力の直接請求手続が開始されていないこと、③避難指示区域等の見直しの進行が予定よりも大幅に遅く、帰還の前提となるインフラの復旧作業、除染作業、家屋や営業用資産の修復作業も順調に行われていないこと、④将来避難指示解除があったとしても、多くの住民が現実に帰還するのかどうか、解除された地区の近隣の避難指示が果たして解除されているののかも、全く判然としていないこと、⑤消滅時効の取扱いが定まっていないことなどの不確定要素が依然として多い状況にある。

財物価値喪失等に関する東京電力の直接請求に納得できない者が多数に上る場合、インフラ復旧や除染作業が順調に行われず、避難指示区域等の再編に伴い東京電力が一方的に提案してくる賠償額について被害者の納得が得られない場合、時効の取扱いが適切な時期に整理されない場合などにおいては、現在鎮静化している申立件数が、再び増加に転じることが見込まれる。

このような状況下において、平成25年に申し立てられた事件の平均審理期間を4～5か月程度にし、平成24年以前に申し立てられた3,000件を上回る未済事件を早期に終局させるためには、当面は、少なくとも月間500件を超える件数を終局させることが必要となる。

未済件数を減少させるためには、上記第2に記載した人員の更なる拡充と審理簡素化の徹底を図ることが求められる。

#### 2 東京電力に対する適切な対応

被害者からの直接請求に対する東京電力の賠償基準の問題点は、原発事故によって発生した損害については、中間指針に具体的に記載があるものも記載がないものも賠償の対象となるべきものであるにもかかわらず、中間指針に具体的な記載があるものしか賠償の対象としないという点にある。また、風評被害については、中間指針第7の1に該当するかどうかという点を検討せずに、中間指針第7の2から第7の5までに該当しないというだけの理由で、被害者からの賠償の直接請求を拒絶していることも問題である。これらの点は、法や中間指針の趣旨に反する。

被害者は、東京電力の賠償基準や直接請求に対する回答等に不満がある損害項目について当センターに申立てをするのであるが、東京電力の賠償基準で納得できる別の損害項目について東京電力に直接請求をしても、当センターに申立てをしたという理由で直接請求での賠償を拒否されるなどの不当な対応が、東京電力の末端の賠償窓口では後を絶たないようである。当センターに申立てをした被害者に対して、直接請求の請求書用紙の配布を拒否するなどの不当な対応も、末端の窓口では、後を絶たないようである。このような東京電力の対応は、当センターへの申立てをためらわせる原因となり、是正を要する。当センターでは、申立人か

らこの種の苦情があった場合には、東京電力に指摘をして適切な対応を促しているの、被害者の方々にとっては、安心して申立てをしていただきたい。

当センターの和解仲介手続は、当事者の対立構造を前提にする訴訟モデルではなく、共通の目標である紛争の迅速かつ公平・適正な解決に向けて工夫し合う協調的紛争解決モデルを志向している。しかしながら、東京電力においては、迅速な紛争解決に役に立つのか疑問なしとしない多量の釈明、資料提出要求がまだまだ多く、訴訟モデルを脱しきれていない状態にあり、改善が望まれる。

直接請求においても、訴訟モデルではなく協調的紛争解決モデルが採用されるべきであると考えられるが、一度にまとめて追加資料の提出を求めればよいのに複数回にわたって追加提出を求めるとか、一度は必ず拒否回答をするとかいう、賠償を求める被害者の気持ちを萎えさせるような対応があると聞かれるところであり、このような対応も協調的紛争解決モデルとは整合しない。また、被害者本人の陳述を無視して、資料不備を理由とする賠償額査定額の低額化がなされることも、第一次産業の被害者などを中心にみられ、このような対応も協調的紛争解決モデルとは整合しない。そのような扱いの理由として公平がいわれることがあるが、東京電力のいう「公平」な賠償とは、その実態は過度な書証重視の証拠評価と賠償水準の低額化による公平の実現のようにもみられ、このような点からも、訴訟モデルを脱しきれていないことがうかがわれる。

損害算定の分野における東京電力の考え方には、貸借対照表や損益計算書から導き出される数値が優先するという傾向がみられる。生産施設が警戒区域内にあったため、代替生産用の機械を購入せざるを得なかった事業者の損害につき、現金が現金と同額の機械類に変わっただけであるから損害不発生というような考え方である。当センターは、このような考え方には賛成できないことを付言する。機械類の購入に充てざるを得なかった現金は、原発事故がなければ様々な用途に使用できたもので、使用しないときでも貸借対照表に現金の記載があることで企業の信用を高めるものであって、このような経営の自由度や企業の信用を減殺されたことによる有形無形の損害は、現代の企業にとっては非常に大きなものがあることはいまでもない。会計ルール、会計学によってはこのような損害の額を一義的に確定できないが、そこを決めるのが法律家である。また、東京電力が賠償額の減額理由として持ち出してきた逸失利益賠償と財物賠償との賠償額の調整(会計ルール上・帳簿上の減価償却費相当額の控除)の論点につき、これが果たして賠償額の減額理由としての実体を有するものかどうかの検証も、重要な課題である。当センターは、会計ルール、会計学にとらわれることなく、これらは損害の推定則となり得るにすぎないと位置付けた上で、被害の実態を踏まえ、賠償法理に基づいて適正な損害算定を行っていく。

### 3 集団申立事件の迅速処理

23年報告書でも触れたが、平成24年中には、弁護団から複数の集団申立てがあった。こうした集団申立事件の円滑な処理は、当センター全体の審理促進の観点から不可欠である。

23年報告書では、「当センターの人的・物的態勢を考えると、集団申立案件については、当

センターがその全員分について同時に審理を進めていくと、審理の渋滞、遅延を招き、当センターにおける審理が全体として著しく遅延し、被害者がいわば共倒れとなるおそれがある。手続の進め方については、当事者とも十分に協議し、いくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねるなどの工夫をして、迅速な審理を目指していく。」として、当センターにおいては、集団申立事件について、上記方式(当センターにおいては「チャンピオン方式」と呼んでいる。)の採用などの工夫を検討していくことを明らかにした。

集団申立てが行われる場合、当センターでは、受付段階で、申立ての規模、主張内容、提出書類、審理方針などの手続相談を行い、仲介委員に事件配点がなされた後には、論点の整理(共通の電子データ上に、損害項目ごとに、双方当事者が各自の主張を書き込むという「書面による準備手続」類似の方法を採用して、迅速化・合理化を図る。)、審理の順序(チャンピオン方式をとるかどうかを含む。)、方法(口頭審理期日の開催の要否・内容・開催方法等)の大まかな審理スケジュールについて、当事者間で合意した上で、審理を進めている。

こうした審理においては、通常の事件にも増して当事者の理解と協力が必要である。当センターの和解仲介手続は、当事者の対立構造を前提にする訴訟モデルではなく、共通の目標である紛争の迅速かつ公平・適正な解決に向けて工夫し合う、協調的紛争解決モデルを志向している。申立人数が1件で数百人に上ることもある事件を円滑に審理していくためには、当センターの現状と審理方針について、当事者代理人が理解し、それに協力する姿勢が不可欠である。このような理解と協力は、徐々に進み、集団申立事件についても、迅速かつ円滑な審理が軌道に乗りつつある。

#### 4 弁護士等代理人の理解と協力

上述したように、審理促進のためには、いかに関係当事者の積極的協力を得るかが課題となっている。平成24年には弁護士代理比率も上昇し、司法書士による申立代理案件もみられる。当センターとしては、弁護士等法律専門家が代理人となる案件においては事実、証拠、法的根拠等の適切な整理を求めるとともに、当センターの現状と審理方針への理解が得られるよう、引き続き協力を求めていく。

なお、申立人又は申立代理人の準備不足や主張又は証拠資料の提出の遅れにより、審理が遅延する事件も絶えないところである。このような申立事件については、4～5か月で審理を終えることは困難である。申立後においても、追加の主張や証拠資料の提出がある場合には迅速な提出を行うなど、申立人側には、審理促進に対する協力をお願いしたい。同様の協力は、被申立人である東京電力の代理人にも、お願いしたい。

#### 5 まとめ

平成24年において、当センターは、和解の実例を積み重ねて公表し、また複数の総括基準を策定・公表してきた。これにより、当センターにおける和解案の迅速な提案が図られ、さらに、

これらの総括基準や和解実例に準拠して被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決することが促進されるような環境作りが一定程度できたものと考えている。

しかしながら、未済事件は3,200件に上っている。未済事件を減少させていくためには、少なくとも平成24年のピーク時の申立件数を上回る月間500件以上の既済件数を確保することが不可欠である。また、平成24年以前に申し立てられた事件の早期処理に努めるとともに、平成25年に申し立てられた事件を4～5か月の審理期間で処理することを目標としていきたい。

そのためには、当センターが人員拡充及び審理簡素化の徹底を図るとともに、申立人及び東京電力、特にこれら当事者の代理人において、当センターの現状や審理方針を理解していただくことが不可欠である。

以上